

【研究論文】

戦国期における宗像氏の家督相続と妻女

桑田 和明

はじめに

戦国期における大名・領主の娘の婚姻は、領国・領知の維持と拡大などのために政略的におこなわれていたということができる。彼女らは婚家にあって当主を内側から支えただけではなかった。当主の病没や戦死などにより支配の表舞台にでてくることや、籠城などで中心的役割をはたした例も知られる。

領国支配に関与した代表的な例には、東海地方の戦国大名今川氏親の妻となった中御門宣胤の娘があげられる。彼女は氏親の死後、寿桂尼と名乗ったが、幼少の嫡男氏輝を後見し自らも文書を発給している。このように発給文書がのこされており、支配への具体的な関わりを示す例は多くない。籠城などの活躍についても、軍記物などで描かれるはあるが、当時の史料で検証できる例は少ない。しかし、実際には戦国大名や領主の妻女が、支配の表舞台にでてくることは珍しいことではなかったと思われる⁽¹⁾。

本稿では、筑前国宗像社の大宮司宗像氏貞の母親と妻女をとりあげる。宗像氏は宗像郡を中心にする筑前国の有力領主であり、宗像郡の浦と島を支配する海の領主でもあった。

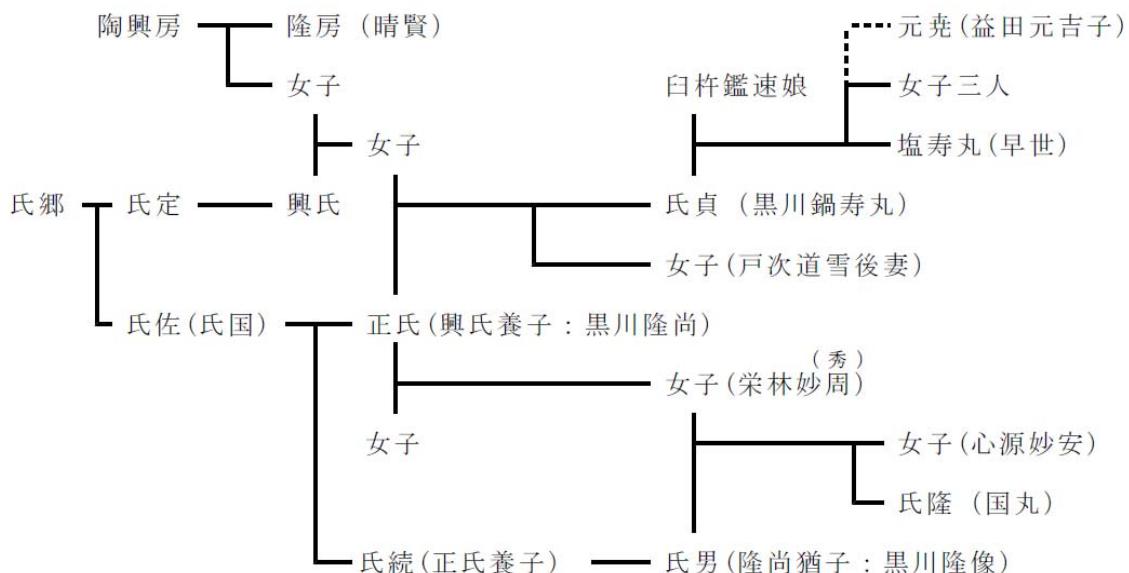
戦国期の宗像氏は戦国大名大内氏の家臣化しており、天文二十年（一五五一）に陶隆房（晴賢。以下、隆房とする）が大内義隆に謀反をおこすと、黒川隆像（宗像氏男）が義隆とともに自害している。この後、家督をついだのは隆房の支援を受けた黒川鍋寿丸（宗像氏貞）であった。家督相続に伴う争いとその後の領内支配に、鍋寿丸の母親が関わっていると思われる。更に氏貞没後、宗像氏は後継者が定まらないまま豊臣秀吉の九州出兵に直面する。氏貞没後の家督相続には氏貞後家と娘が関わっていると思われる。本稿ではこれまで検討されることが無かった、氏貞の母親と妻女が家督相続と領内支配ではたした役割を明らかにしたい。

氏貞没後の宗像氏については、拙稿で検討したことがある⁽²⁾。重複する部分があるが、氏貞妻女が氏貞没後の宗像氏の家督相続ではたした役割という視点から、改めてみていくことにする。又、氏貞の家督相続に伴う争いの背景には、氏貞以前の大宮司職をめぐる一族間の争いがあった。争いは氏貞の家督相続と直接関わるのであわせて検討する。

1. 大宮司職をめぐる宗像氏佐（氏国）と宗像興氏の争い

宗像氏の系図の中で一般に流布しているものに、近藤清石が明治四十二年（一九〇九）に「宗像系図」を増訂した「訂正宗像大宮司系譜」がある⁽³⁾。同系図を整理すると、宗像氏郷以降の宗像氏は系図1のようになる。

系図1 「訂正宗像大宮司系譜」



宗像氏の系図については、河窪奈津子氏が「宗像記追考」の内容を検討する中で言及している⁽⁴⁾。河窪氏は宗像氏佐と宗像氏綱の親子関係、宗像正氏が氏綱と宗像氏男を猶子としたこと、氏貞が正氏の実子であったことが史料から確認できるとする。次に興氏は大内氏、氏佐は大友氏のバックアップをそれぞれ得て一族内の霸権を争ったが、永正十五年（一五一八）に大内義興の意向に沿って正氏が家督相続を安堵され、争いが終結したこと。正氏は興氏系の人物で、興氏実子の可能性も指摘している。

筆者も関係する宗像氏の歴代について触れたことがある（拙著第二編第一章、第二章）。河窪氏の研究も参考しながら、改めて氏郷以降の宗像氏をみていくことにする。まず宗像氏定と宗像氏佐（氏国）の関係をみていく。「宗像宮社務次第」乙本（「宗像文書」172-1号）には氏定を「氏国御舍兄」とし、文明元年（一四六九）七月九日、「中国江御上、其時ハ大内政弘上洛也、同道頓入道即位」のため「御牢人十年」とある。しかし文明十年八月二十七日には九州へ渡海、九月十八日に宗像社へ入社とあるように大宮司職に就いている。そして長享元年（一四八七）三月十七日死去とある。

記述の背景には、応仁・文明の乱で西軍に属し上洛中であった大内政弘に対し、文明二年に政

弘の伯父大内道頓（教幸）が挙兵したが、翌年、政弘の家臣陶弘護に討たれたこと。政弘は文明九年十一月に山口に帰り、翌年九月には九州に渡海、少弐政尚（頼忠・政資）を破り筑前国支配を回復したことがある⁽⁵⁾。

氏定が中国にいる間、父親の宗像氏郷は頻繁に朝鮮通交をおこなっている（『李朝実録』）。文明三年二月十日には、与里嶽宮（宗像市田野、衣岳神社）の造営を行っている（「棟札銘」『筑前国続風土記拾遺』155号）。「宗像宮社務次第」乙本には、氏郷は文明十年正月晦日に死去し、氏国（「氏郷御子、後氏佐」）が「二月即位治九月」とある（168-1号、170-2号）。氏国は二月に大宮司となつたが、大宮司職にあつたのは九ヶ月であった。これは氏定が九州に渡海し大宮司職に就いたからである。

大内政弘上洛中、筑前国では少弐氏が勢力を回復している。氏郷の大宮司在職中の文明三年六月十七日には某職盛が宗中務丞に「赤間内平等寺拾五町」を宛行っているように、少弐氏の勢力が宗像郡にも及んでいる（「佐須郡御判物帳」158号）。氏郷が連年、朝鮮との通交を行っていたことから、氏郷・氏国親子が少弐氏に従つていたことが考えられる。大内氏方の氏定が大宮司職についたのは、このような背景があったと考えられる。

長享元年（一四八七）三月十五日に遷宮が行われた辺津宮第二宮浜床裏書写には、宗像氏定の嫡男鶴千代丸が造営したとある。「宗像宮社務次第」乙本には「七十一 興氏^{氏定ノ御子}」とあるので、鶴千代丸を興氏とすることができる⁽⁶⁾。「宗像宮社務次第」乙本によれば氏定は同月の十七日に没しているので、死の間際にあつた氏定にかわり鶴千代丸が遷宮を執り行つたのであろう。

氏定の死後、興氏と氏佐が大宮司職をめぐり争う。史料1の「宗像宮社務次第」甲本には、氏佐が強行に宗像社へ入部し興氏から大宮司職を奪い取つたが、興氏が還補したとあるように、興氏の立場で記載されている。氏佐は明応九年（一五〇〇）四月五日、宗像社領注文を作成しており、この時は大宮司であった可能性がある（「余瀬文書」225号）。

史料1 「宗像宮社務次第」甲本（「宗像文書」221号）

七十一代 興氏	七十二代 氏佐 強入部也、	七十三代 興氏 還補也、
七十四代 氏佐 強入部也、	七十五代 興氏 還補也、	

史料2は両者の争いに関係する史料である。史料中の問田弘胤は、大内政弘の後をついだ大内義興の重臣。前將軍足利義稙（義材・義尹）を擁して上洛した義興に従い、永正八年（一五一）八月二十三日、山城国船岡山の戦で細川澄元らと戦い戦死しているので、史料はこれ以前になる。史料には氏佐と（姓未詳）弘清が義興の意向を請けず、大宮司職を競望したこと。弘胤と息子（問

田興之）は宗像方である。宗像方とは宗像興氏をさし、大宮司職をめぐる争いに義興家臣が介在していたことが想像できる。このことが争いを複雑にし長引かせた一因になったと考えられる。

史料2 麻生興春書状（「宗像神社文書」223号）

宗像一家之事、氏佐・弘清不請 上意、於背競望者、^{（問田）}弘胤息宗像方為一味、某事可申談之旨、猶以一筆可進之由、從弘胤被申候通承候、無余儀得其心候、既先書以神明申候間、重而雖不及一筆候、此度之事、入眼候上者、諸篇可任彼儀之由存候之条、重疊令啓候、旨趣可預御伝達候、恐々謹言、

七月八日 ^{（麻生）}興春（花押）
（興富）
杉小次郎殿

御宿所

元亀二年（一五七一）七月十五日、宗像氏貞が父宗像正氏の二十五回忌を営んだ際の拈香文には「永正第八歳仲秋廿三、其の祖、洛北の船岡山に向ひて戦骨を曝すの生涯雷の如し」とある（「仙巣稿」552号）。興氏も船岡山の戦で戦死している。興氏は大内義興に従っていたことから、興の一字は義興の偏諱を受けたと考えられる。氏佐の没年は明らかではないが、氏佐との争いは興氏が上洛できる状態になっていたことがわかる。

2. 大宮司職をめぐる宗像正氏（黒川隆尚）と宗像氏続の争い

宗像興氏死後の大宮司職について史料3を検討する。宛名は占部右馬助・吉田孫右衛門尉・占部平左衛門尉・占部与四郎・吉田伯耆守の面々御中である。

史料3 問田興之書状（「宗像神社文書」245号）

今度以山坊条々承候通、陶尾張守申談、遂披露候、仍御家督弥無相違之由、対阿賀法師方、被進御書候、雖勿論候、尤珍重候、各被申談御馳走肝要候、京都殊謚之条、御帰国可為近々候歟、旁期面謁候、猶使僧申候間、不能詳候、恐々謹言、

五月廿三日 ^{（問田）}興之（花押）

興氏戦死後、阿賀法師の宗像氏家督相続安堵を宛名の面々である宗像氏重臣から依頼を受けた問田興之が、陶興房と相談し大内義興に披露したこと。これにより家督安堵の義興御書が進められる。問田弘胤・興之親子は、宗像氏佐との家督相続争いで興氏のために尽力したが、興

之は興氏後の宗像氏の家督相続にも関わっている。「京都殊謚之条、御帰国可為近々候歟」とあるように、義興は上洛中で近々に帰国とある。義興の山口への帰国は永正十五年（一五一八）であり、書状はこの直前とすることができる。氏佐と興氏との争いで氏佐は「不請 上意」とあったが、ここでは宗像氏重臣が義興の安堵状を申請したように、義興が宗像氏の家督決定権を握っている。宗像氏の童名で法師を使用した例は他に知られないが、阿賀法師を元服前の童名とすれば阿賀法師は宗像正氏になる。

興氏と正氏の関係について、前掲の拈香文には「永正第八歳仲秋廿三、其の祖、洛北の船岡山に向ひて戦骨を曝すの生涯雷の如し」とある。拈香文は正氏の祖を興氏としており、正氏が興氏の後をついだのは間違いない。正氏は興氏の子とすることもできる。

しかし「宗像宮社務次第」甲本には「七十六代 正氏 興氏ノ養子也」とある（245号）。正氏が養子であった可能性があるが、この場合には正氏の系図上の位置付けが不明になる。この他、史料3を永正十五年とすれば、興氏の戦死から七年が過ぎて家督安堵がなされた理由も明らかにできない。尚、正氏について「宗像記」は天文十六年（一五四七）に四十八歳で没したとし、「宗像記追考」は明応九年（一五〇〇）に誕生、永正三年に大宮司となり四十二年在職し、天文十六年に没したとある（322-3・4号）。

正氏の後、大宮司となる宗像氏続と正氏との関係については史料4がある。発給者の大内義興は享禄元年（一五二八）十二月二十日に没し、義隆が後をついでいる。「四郎正氏」が確認できる最後の史料は、大永七年（一五二七）二月九日付の陶興房宛宗像正氏状になる（「宗像神社文書」254号）。

史料4 大内義興書状（「宗像神社文書」256-1号）。

宗像社家分別紙之事、以裁判為正氏猶子、申付左衛門尉氏佐息八郎氏続之旨、正氏与氏続契約状之通可然候、万一於聊爾之方者、可加成敗候、恐々謹言、

八月二日
(正氏)
宗像四郎殿

(大内)
義興(花押)

史料4には義興の「裁判」によって、宗像社家分は氏佐の息氏続が正氏猶子となり相続すること。この時に正氏と氏続の間で「契約状」が作成され、「聊爾之方」は義興が成敗するとある。氏続が大宮司職についての背景には、正氏と氏続との間に大宮司職をめぐる確執があった。このため義興の「裁判」がなされたと考えられる。年未詳であるが十二月十七日付の吉原大炊助宛宗像正氏感状からは、深田村で合戦があったことが知られる（「有吉文書」261号）。宗像社が鎮座す

る深田でおこった合戦は、正氏方と氏続方との合戦であった可能性がある。

宗像氏の家督決定権を握っていた大内義興にとり、筑前国の有力領主宗像氏の争いを「裁判」でおさめることは、筑前国経営の上で重要なことであった。同時に筑前国のみならず各地に転戦している正氏を、大内氏家臣としての活動に専念させる狙いもあった。この時、正氏の実子の氏貞は誕生していなかった。

氏続を猶子にした正氏は、享禄三年十月十四日の周防国松崎天満宮御遷宮御神馬到来注文には宗像刑部少輔とある（「松崎神社文書」269号）。享禄五年九月一日には大内義隆加冠状で隆の偏諱を受け、黒川隆尚と改名している（「谷村一太郎蒐集文書」『山口県史料』史料編中世4、593頁）。天文十年七月十日に宗像沖を通過した策彦周良は、「防之太守一家黒川殿食邑也」と記している（「策彦和尚初渡集」303号）。天文十三年正月十日には従五位下に叙せられ、「多々良隆尚」とある（『歴名土代』311号）。隆尚は大内氏一族とされている。

天文元年には、豊後国の大友義鑑勢が筑前国に出陣する。同年九月十九日には、大友方の宗像氏延が立花城の立花親貞とともに大内義隆家臣河津隆家の宅所を攻め敗死している（「河津伝記」272号）。氏延が宗像氏の一族であることは、氏の一字を使用していること。戦死した宗像被官に大和、吉田の名前があることからも明らかであるが、系図上の関係は不明。隆家の宅所がある西郷には、大内氏の筑前国経営の要である高鳥居城の城衆の給知と御料所（直轄領）が置かれ、西郷は糟屋郡に編入されていた（拙著第二編第二章・第五章）。

大内義隆は大友勢と少弐資元を攻めるため陶興房を九州に出陣させる。天文二年二月一日、隆尚は義隆の意を受けて温科盛長に、「合力之地三町六十歩之内光岡村窪田壱丁、村山田郷弁齊使分弐町六十歩、同郷屋敷壱所」を進める奉書を出している（「竹井文書」277号）。確認できる限りでは隆尚の名前による最初の発給文書になる。隆尚は興房に従い筑前国に入国したと思われ、立花城攻めにも加わっている。三月に立花城は落城するが、隆尚は温科氏などの活躍を義隆に注進すると共に、石松修理進に感状を発給している（「竹井文書」他、280号）。温科氏は臨時に隆尚につけられた与力と考えられる。

天文五年五月十六日には大内義隆が大宰大弐に任じられる。同年九月には肥前国多久城で少弐資元が陶興房に攻められて自害する。天文七年三月には大内氏と大友氏との間で和睦が成立した。こうした中で天文五年閏十月八日、氏続は九郎宛に「去九月二十四日黒川刑部少輔与執相、遂槍初、防戦粉骨、高名無比類之次第、感悦無窮者候也、弥於向後茂馳走頼申所、如件」と感状を発給している（「嶺文書」293号）。九郎は宗像氏一族であろう。隆尚の帰国により氏続との間で合戦がおこっている。これより前、天文三年四月七日には氏続代の宗像氏繁が防戦人数注文を作成している（「嶺文書」289号）。後闕のため宛名は不明であるが、隆尚と氏続の争いはこの時

点まで遡ることも考えられる。

天文五年四月十六日には、温科盛長が姓未詳尚勝・同宗資連署奉書で所領を宛行われている（「竹井文書」292号）。天文七年十二月二十八日には、占部尚安が寺内尚秀・吉田良喜連署奉書で所領を宛行われている（「占部文書」300号）。天文五年の連署人はこの後、姿を見せないが、天文八年の連署人は隆尚の家臣であり隆尚が宗像郡内で知行を宛行っていることがわかる。

このように、大内義興の「裁判」によっておさまっていた隆尚と氏続の争いは、隆尚が九州に渡海すると再燃している。興氏・正氏系と氏佐・氏続系との争いは根深いものがあった。隆尚は天文十年正月十五日、大内義隆に背いた厳島神主家の友田興藤を討つために大内氏警固船を指揮し厳島を占領しているように、山口に戻り奉行人として活躍している。両者の争いは大内義隆によって裁定され、隆尚が大宮司に還補されたと思われる。この時期は不明であるが、隆尚が山口に戻る前と考えるのが自然であろう。しかし、許斐家先祖以来証文目録写には天文十一年七月十九日、社務氏続拝見とある（「宗像文書」305号）。この時は氏続が大宮司であった可能性もあり、隆尚の還補時期は検討の余地がある。

3. 大内義隆と黒川隆像（宗像氏男）

黒川隆尚の後は宗像氏男が家督を相続する。関係する史料5、6を掲げる。史料5は史料6に関連するので、同年に近い時期のものであろう。

史料5 黒川隆尚書状（「嶺文書」318号）

今度氏男事、為隆尚猶子被仰付、不及社役武役相分、沙汰一統之儀、被仰出候、然処対氏続割分地、山口村内氏俊知行分事、相違之条、迷惑之由被申之通、尤無余儀候間、以別地可充行候、聊不可相違候、於然者隆尚發足砌、別而馳走頼入候、恐々謹言、

四月廿日
（氏俊）
深田兵部少輔殿

隆尚（花押）

史料6 黒川隆尚書状（「宗像神社文書」319号）

對愚息鍋寿丸、讓与候領地目録并忤者凡下等人数注文、以両通言上仕候、仍氏男・鍋寿丸両方家人等當知行事、無相違令進止、於奉公者、各別仁勤之、公役等事、可遂其節之由、申付候、猶寺内左馬助・国分勘解由左衛門尉申含候、可預御心得候、恐々謹言、

後七月十三日
（重矩）
杉伯耆守殿

隆尚（花押）

青景(隆著)
越後守殿
貫(隆仲)
兵部丞殿

史料5からは大内義隆の仰せにより氏男が隆尚の猶子とされ、「社役武役」の沙汰も一統にされたことがわかる。義隆が宗像氏の家督相続権を握っており、隆尚から氏男に大宮司職が譲り渡されたと考えられる。この時、宗像氏統へ割分された中に、隆尚が深田氏俊に鞍手郡山口村内で宛行っていた知行分が含まれていたので、別地を宛行うことを約束している。氏男は「宗像記追考」などから氏統子と考えることができる。大宮司職が氏統から隆尚（正氏）、更に氏男にと移動したように、氏統・氏男側と隆尚側との大宮司をめぐる確執が続いている。

史料6は隆尚が氏男に大宮司職を譲った後、実子の鍋寿丸に譲り与えた「領地目録并忤者凡下等人数注文」を大内義隆に言上したこと。それにより氏男と鍋寿丸がそれぞれの「家人等当知行」を相違なく支配し、義隆へ個別に奉公するように申しつけたので、これが認められるよう大内氏の奉行人へ書状を出している。書状の裏には「任此状之旨、可令領掌之由、依 仰下知如件」と裏書があって、天文十六年閏七月十五日の日付と宛名の三名の署名があるように、隆尚の願いは義隆から認められている。この時、氏貞は鍋寿丸とあるように幼少であった。「宗像記追考」には天文十四年誕生とある（342-7号）。

隆尚の拈香文には「隆尚菴殿尖甫祥公大居士」を「天文十六年七月既望、此の郎、海西の鐘崎の浦に於て死屍を埋む」とある（「仙巣稿」552号）。既望は七月十六日になるので、史料6は死の直前に書かれている。菩提所である宗像市上八の承福寺所蔵の位牌には「天文十六年七月十五日」とある。「宗像記」には七月に四十八歳で没し承福寺に葬ったとある（322-2・3号）。隆尚が史料6を七月十三日に書き、大内義隆の許しを得て裏書が二日後に書かれたことからは、隆尚が山口で没したように思われる。

しかし、七月十五日に隆尚が没したとすれば、「仙巣稿」には翌日に「死屍を埋む」とあることから宗像で没したことになる。「宗像記追考」は隆尚が「孔大寺ノ白山ノ城」に隠居していたとある（322-4号）。いずれにせよ、史料5のように義隆が氏男を隆尚の猶子としたことからは、隆尚後の大宮司職をめぐる争いを防ごうとした意図が感じられる。

隆尚の死後、天文十八年八月二十七日付の河津隆業・米多比家兼宛大内義隆重臣連署書状には、「黒川刑部少輔隆尚対次男鍋寿丸、割分地所々事、去々年天文十六以来、依氏男相論、去年五月被差下上使」とあるように、鍋寿丸方と氏男方で割分地の土貢以下について問題が生じている（「宗像神社文書」334号）。鍋寿丸を次男とするのは、氏男が猶子とされていたからであろう。争いは、鍋寿丸被官等が相抱える天文十六年土貢は自務しているので、氏男側からの催促を止めるという

大内氏の裁定によっておさまたた。

氏男の発給文書は知られず、目立った事蹟も知られない。「歴名土代」には氏男について、天文三年十月二日に近江権守、多々良朝臣に改姓、黒川と号し、天文二十年九月一日、長州大寧寺で討ち死にとある(340-1号)。天文三年の年号は誤りであるが、隆尚と同様、大内氏の本姓多々良姓を与えられ黒川と号したことは間違いない。「歴名土代」には氏男とあるが、大内義隆の偏諱を受け隆像と改名したと考えられる。

天文二十年四月二十二日には、大内義隆が宗像宗繁を「筑前国宗像三所神社大宮司職」に大府宣で補任している(「宗像文書」337号)。宗繁は宗像社の忌子祢宜家の宗像宗繁と考えられる⁽⁷⁾。大府宣は原本が伝わらず、宗像三所神社の名称も他に所見が無い。宗繁の補任に関連する他の史料も無いが、氏男は隆尚と同様に山口に赴いているので、義隆が隆尚と氏男の両勢力に与しない宗繁を大宮司に補任した可能性がある。

同年八月には陶隆房が大内義隆に謀反をおこしたが、隆像は義隆と最後まで行動を伴にし、九月一日に長門国大寧寺で自害している。義隆家臣の多くが離反する中で隆像は最後まで従っている。この理由には隆像が大内氏の一族とされ、義隆の側にいたこと。後述する隆尚後家と隆房との関係から、隆房が大内氏の実権を握れば隆像の地位が危うくなるので、義隆と行動をともにしたと考えられる。

隆房が謀反をおこした時、「宗像記」「宗像記追考」には四郎(鍋寿丸)・母親・妹が山口の黒川館にいたとある(342-5・6号)。史料7は鍋寿丸の居所に関する史料になる。

史料7 江良房栄書状(「厳島野坂神社」331号)

黒川刑部少輔殿御被官児玉与三右衛門尉・豊嶋内蔵助至爰元罷下候、然者彼御息鍋寿殿之儀、
 幼少之間、家来裁判之事、^(陶)隆房入魂候、左候之間、右両人之事被成対面候、然上者隆房被官同
 前ニ可申談之由、対被官被申遣候、雖不及申候自然之時者、右両人事被懸御目候者、可然之由
 被申候、此条得其心可申入之由候、恐々謹言、

卯月廿九日
 野坂左近衛將監殿

御宿所

(江良房栄)(花押)

江良房栄は陶隆房の重臣。野坂房顕は厳島社の棚守で、天文十年(一五四一)に厳島神主家の友田興藤が大内義隆に背いて挙兵した時、大内方であった房顕は進退窮まっている。この時、大内氏警固衆を率いて厳島を占領し、房顕の窮地を救ったのが隆尚であった。以来、隆尚と房顕の

関係は続いていたのであろう。児玉・豊嶋両氏は隆尚が山口で主従関係を結んだ家臣と思われる。書状には鍋寿丸が幼少で家臣の「裁判」は隆房が「入魂」にしており、二人についても隆房家臣と同様に対応するところある。ここから隆尚はすでに没しており、鍋寿丸と家臣は隆房の庇護下にあったこと。天文二十年に隆房が謀反をおこした時には、鍋寿丸と母親は山口に居たと考えられる。

隆像に連なる一党にとり、陶隆房は当然、仇敵である。しかし隆尚の拈香文には「義隆を宗家に仰ぎ、君臣の道合す。陶氏を堯の上に致して、親族誉を馳す。忠貞ただ誠を傾け葵藿に等しくするのみに匪す」とある（「仙巣稿」552号）。隆尚は義隆を宗家に仰ぎ、主君としている。宗家については、隆尚が大内氏の一族とされたという意味合いもあったと考えられる。更に隆房との関係は、隆房を上位に仰ぎ親族である。隆房は宗家である義隆を滅ぼしたが、隆尚にとっては指南を受ける親族であった。鍋寿丸母子が謀反後も隆房庇護下にあっても不思議ではない。隆像が自害したことは、隆尚に連なる一党にとり鍋寿丸が家督を相続する好機でもあった。「宗像記」には鍋寿丸の母親は陶隆房の姪の子であるが、拈香文の記述からその可能性は高い（342-5号）。

4. 黒川鍋寿丸と母親の宗像入部

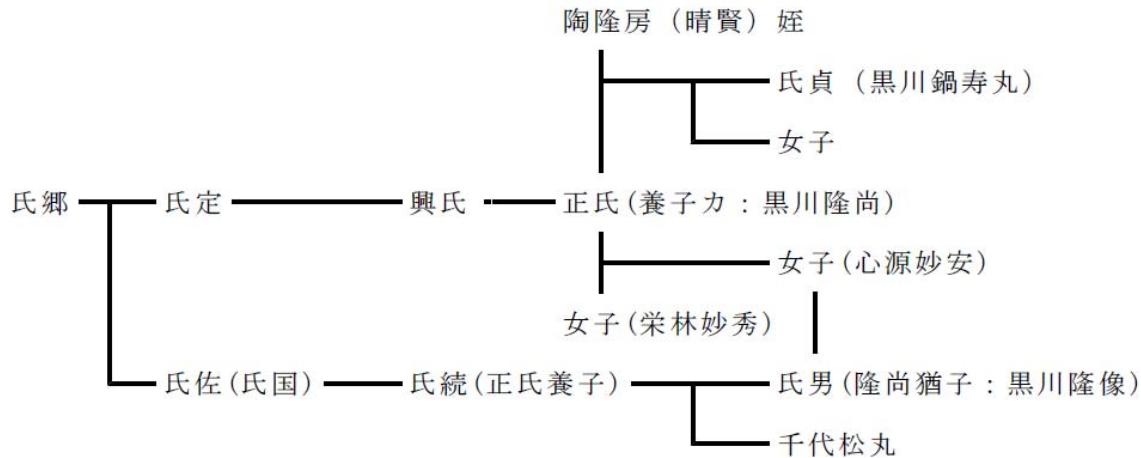
黒川鍋寿丸の宗像入部については、天文廿年十月二日付、吉原善三郎宛と寺内秀郷宛の寺内尚秀・吉田良喜・国分直頼による宗像氏家臣連署奉書がある。寺内・国分両氏は隆尚が山口で主従関係を結んだ家臣であった⁽⁸⁾。吉原善三郎宛には、「天文廿年九月十二日宗像四郎殿強入部時、雖無上意候、秀郷・尚職申談之、則時懸合、勝利候、心懸馳走之趣、得其心、能々可申旨候」とある（「有吉文書」342-1号）。寺内秀郷宛には、「天文廿年九月十二日宗像四郎殿強入部之時、雖無上意候、各申談之、則時懸合勝利候、仍討捕人数注文具令披露封裏遣之候、殊被疵左手切疵之条、粉骨之次第、神妙之趣、得其意、能々可申旨候」とある（「新撰宗像記考証」342-2号）。大内義隆と黒川隆像が自害した九月一日からまもない九月十二日、宗像四郎が宗像に入部している。当時、宗像氏貞は黒川鍋寿丸を称していた。拙著では隆尚が四郎を使用したがあるので、四郎を黒川鍋寿丸と考えた（第二編第二章）。堀本一繁氏は宗像氏男（黒川隆像）側の後継者とする（『宗像市史』通史編第二巻中世第四章第四節一、一九九九年）、河窪氏は宗像四郎を黒川鍋寿丸とする。異論もあるが、宗像四郎は鍋寿丸と考える。連署奉書からは、鍋寿丸入部時、上意が無いにもかかわらず寺内秀郷と（姓未詳）尚職が示し合わせて、武力行使に及び勝利したことがわかる。鍋寿丸の宗像入部は義隆の自害後まもなく行われたように、鍋寿丸を庇護下に置いていた隆房により事前に練られていたと思われる。筑前国の有力領主宗像氏を掌握することは、大内氏の筑前国支配を継承する上で重要なことであった。

「宗像記」「宗像記追考」には隆像の自害後、隆房の計らいで宗像の家督に立てるため母子が寺内秀郷とともに宗像に入部したとある。この時、宗像には隆尚「本腹の嫡子」である隆像後家（菊姫）と隆像の弟千代松丸があり、それぞれ二人を擁立しようとするものがいたとある。「宗像記追考」には吉原善三郎宛と寺内尚秀宛の連署奉書を、鍋寿丸殺害計画を聞きつけた寺内秀郷が同意の輩とともに、計画を立てていた一党を討ち取った時の感状とある。

その後、隆像後家と母親の殺害を「宗像記」は鍋寿丸の母親が、「宗像記追考」は宗像側からの注進により隆房が命じたとある。「宗像記」「宗像記追考」には殺害が天文二十一年三月二十三日夜とある。「宗像記」には母の戒名を栄林妙秀、娘の戒名を心源妙林とあるが、「宗像記追考」は心源妙安の誤りとする。殺害に關係する確実な史料は無く、「宗像記」「宗像記追考」の記述にも俄には信じがたい内容が含まれている（342-5～7号）。

「訂正宗像大宮司系譜」（系図1）には、隆像室（栄林妙周）と十歳の娘（心源妙安）が殺害されたとある。隆尚の娘と氏男の婚儀は、大内義隆の命により氏男を隆尚猶子とした時に行われたと考えられることから、娘の年齢には疑問が生じる。拙著では「訂正宗像大宮司系譜」に依拠し氏男室と娘が殺害されたとした（第二編第二章）。不明な点がのこされるが「宗像記」「宗像記追考」により、系図2のように犠牲者は正氏室と娘と改めておきたい。

系図2



母娘の殺害後、「宗像記追考」は「然ルニ氏貞卿御家督相続ノ後、徒党ヲ立タル御家人ドモ、悉討伐アルベシト、陶方ヨリ申来ルニ依テ、吉田佐渡入道宗栄、同内蔵丞、其外与力徒党ノ者ドモ、一々誅伐セリ、此策略諸事ノ裁判ハ、寺内治部一人ニアリ」として、史料8・9を収録している（342-7号）。

史料8 某尚職書状（「新撰宗像記考証」342-4号）

吉田佐渡入道・同内蔵丞并彼一党之事、可致誅戮之由、被仰付候処、去一日悉被討果之由、注進遂披露候、調儀之趣、被成御祝着候、神妙之通、得其意、能々可申旨候、仍從 大方殿、以御直書、被仰出候、尤珍重候、恐々謹言、

十一月五日 尚職
 (秀郷)
 寺内治部丞殿

史料9 黒川隆尚後家書状（「新撰宗像記考証」342-3号）

（内蔵丞）（宗栄）
 くらのせう・そうゑい・へい四郎かの事申つけ候ところに、こゝろかけ候て、思召のまゝに、
 うちはたし候て、ほんまう御うれしさにて候、よろつきつかいしんろうさそと、おしあかりま
 いらせ候、いよいよたのもしくこそ候へ、ちんのくきも思ひのまゝにとゝのひ候、あなたこな
 たしかるへく候事行参らせ候て、ほんもうまんそくにて候、けふやかてちんへも申入参らせ候、
 ちんしゆもこんとハ一しほしんろうにて、御すもし候へかし、又々申候、
 （本望）（辛勞）
 返々よろつとゝのへかんにやうに候、御悦又々申候、又いちのすけ一しほしんろうしかへ候、
 そこもとにもかんをなし参らせ候、又々申候、
 (秀郷)
 寺内治ふの丞とのへ

史料8には吉田佐渡入道・内蔵丞一党の誅戮を仰せ付けられた寺内秀郷が、十一月一日に討ち果たしたことを尚職に注進したこと。尚職はこれを披露し、意を受けて史料9を発給していること。更に「仍從 大方殿、以御直書、被仰出候」とあるように、大方殿（鍋寿丸母親）の直状が出されるとある。史料9の寺内秀郷宛が大方殿直状になる。内容が難しいが、吉田内蔵丞などの「誅戮」を命じたのは鍋寿丸の母親であり、尚職が母親の意を奉じて秀郷に書状を発給している。

尚、「宗像記追考」には史料8・9を天文二十一年のものとある。「新撰宗像記考証」には同年に収録し、或いは二十年とある。氏貞入部直後の天文二十年と考えることもできるが、天文二十年十一月二十三日に作成された温科慰重給田畠屋敷坪付等注進状に連署した一人に宗栄がいる（「竹井文書」343号）。「そうゑい」と同一人物の可能性もあるので、二通の発給年次は天文二十一年としておく⁽⁹⁾。

寺内秀郷は天文二十一年二月十七日付の宗像氏家臣連署奉書で、「今度殿様割分之儀、嫡庶御相論中、別而為辛勞之賞」として、大和左衛門尉給内三町を宛行われている（「新撰宗像記考証」345号）。「宗像記追考」には入部時の活躍により、「母上ノ御感浅カラザル処ナリ、然ニ依テ新恩ヲ賜ル」とし、母親の意により所領が宛行わたるとある（342-7号）。

鍋寿丸の宗像入部後、家督相続の妨げとなる相手は次々と殺害されていった。鍋寿丸は九月十一日に隆房が大内氏の家督に擁立した大内晴英から、「自今以後者、任旧例、可被称宗像之号候、^(隆房)仍太刀一腰進之候、尚陶可申候」と、宗像姓を称することを許されているように、宗像氏の家督を相続し大宮司職についている（「宗像神社文書」348-1号）。晴英は天文二十二年春に義長と改名しているので、天文二十一年のものであろう。

鍋寿丸方にとり最後の妨げとなるのは、宗像氏続・千代松丸親子であった。天文二十二年三月二十六日付、寺内秀郷宛の寺内尚秀・国分直頼・吉田良喜による宗像氏家臣連署奉書は、「就氏続御親子御身躰調之儀、今度秀郷勲功之趣、^(許斐)^(中村)氏任・尚道注進候、神妙之至、誠以可有加与候、仍從尾州様、対座主御坊、以御書被仰遣候、重疊雖辛勞之儀候、有持參、堅固成就候様ニ、可被相調事肝要候、一所衆事、是又可有隨遂候、出陣之儀延引不苦候、可彼得其意候」とある（「新撰宗像記考証」352-1号）。

「宗像記追考」には連署した三人が陶隆房に氏続のことを相談するため中国に赴いたところ、氏続が彦山に逃亡した報せが許斐氏任・中村尚道から届いたので、隆房が彦山に討手を差し向けるよう下知した時のものとある。隆房が氏続親子の殺害に関する彦山座主宛の書状を書き、寺内秀郷が座主に持参した上でことを成就するよう命ぜられている。隆房が氏続殺害を命じたとすることができる。「宗像記追考」には氏続が同年十二月二十日に殺害されたとある（352-4号）。天文二十三年三月朔日付寺内尚秀宛宗像氏家臣連署奉書からは、氏続の子、千代松丸も翌二十三年に殺害されたことがわかる（「新撰宗像記考証」352-2号）。隆房と宗像氏との関係について史料10が参考になる。

史料10 陶晴賢（隆房）書状（「新撰宗像記考証」360-1号）

御披官吉田一家相続事、対弾正忠重致可被仰付之通、尋承候、可然之由、令弾正忠連続候、然処同名衆中理不尽之用ニ申候条、為向後候之旨、去秋糺明之儀申入候、喜重々旨趣尋承候、御裁判之趣尤可然候、所詮如元対重致被仰付候者肝要候、乍去當時御弓箭時分候間、以御用捨篇被流置、^(房業)靜謐之時可被仰遣候、猶江良丹後守可申候、恐々謹言、

卯月九日

（陶）
晴賢

宗像鍋寿丸殿

或曰天文廿三年也、

御宿所

宗像氏の家臣吉田氏には「吉田一家相続」とあるように、惣領家があったと思われる⁽¹⁰⁾。この家にあたる吉田佐渡入道・内蔵丞が氏貞母親の命により誅戮されていた（史料8・9）。「吉田一

家」は吉田重致相続とされ、隆房も了承したが、同名衆中が納得しなかったこと。同名衆中からの訴えを受けた隆房が、昨年の秋に糺明をとげるよう宗像氏側に申し入れている。糺明の結果、隆房は宗像氏側の裁判を了承し、元のように重致に相続させるよう指示している。吉田氏の誅戮と吉田重致の相続は氏貞の母親の判断により行われ、隆房の了承を得ていたことがわかる。この結果に同名衆中が納得しなかったことから、氏貞母子側が宗像氏の家臣を掌握しきれていないことも窺える。隆房は氏貞母親の後ろ盾であり、必要に応じて隆房が母親に指示を出すとともに、母親も隆房の指示を仰ぎながら、隆尚時代の家臣と共に領内の支配にあたっていたということができる。

5. 大方殿様（宗像氏貞母親）の働き

宗像鍋寿丸が家督を相続すると、宗像勢は陶隆房の命に従い、天文二十二年（一五五三）四月には筑前国怡土郡高祖里城の原田隆種攻めに加わり、翌二十三年四月には石見国津和野城の吉見正頼攻めに加わっている（「宗像神社文書」他、353号。「有吉文書」他、361号）。宗像勢は、大内義長・陶隆房方の軍事力の一端を担っている。弘治元年（一五五五）年十月一日、隆房は巖島で毛利元就勢に敗れ自害する。翌年の正月十九日付占部尚安宛宗像氏家臣連署奉書には、「弘治元年十一月一日陶殿御傷害之砌、別而御辛劳不始于今、每篇被添御心頼敷思召候」とあることから、占部氏などの宗像勢が隆房勢に加わっていた可能性が高い（「新撰宗像記考証」366-1号）。宗像氏は弘治三年四月一日に義長が自害するまで義長方に属していたと考えられる（拙著第二編第二章）。

弘治三年六月五日付宗像氏重臣宛大友氏年寄連署書状の文中には「鍋寿方」とある（「宗像神社文書」379-1号）。同年十一月六日には氏貞の名による感状が出されている（「新撰宗像記考証」381-1~3号）。「宗像記追考」によれば氏貞は十三歳になるので、この年に元服したと考えられる。

氏貞の元服前、家臣への感状・知行宛行などは連署奉書で行われていた。宗像氏家臣の連署状は天正八年（一五八〇）からみられる御米（錢）注進状を除き、願文、起請文などを含め六十点が確認できる（拙著第三編第三章）。天文二十年以前の二点を除く五十八通のうち、連署奉書形式は四十通になる。このうち発給年次が明らかになるのは次の三十五通である（年次推定文書二通を含む）。

表 宗像氏家臣連署奉書一覧

年号	天文20	天文21	天文22	天文23	弘治2	永禄元	永禄2	永禄3	永禄4	永禄6	天正5
点数	2	2	2	1	13	1	3	5	2	1	3

弘治二年の十三通のうち九通は感状になる。元服する前年の弘治二年までに、三十五通のうち二十通が発給されている。内容は感状と所領宛行が大半である。氏貞による感状が発給されるようになると、連署状による感状は役割を終え所領宛行に関する連署状などがみられる。

奉書には、「得其心、能々可申旨候」などの文言が使用されている（天文二十年十月二日付吉原善三郎宛宗像氏家臣連署奉書「有吉文書」342-1号他）。形式は隆房が滅亡したことで変化していない。奉書に関連し「宗像記追考」は、寺内秀郷が氏貞擁立の立役者とし入部後も諸事に関与したように記述する。そこで、秀郷と奉書の関係についてみておくことにする。

前述の弘治三年六月五日付大友氏年寄連署書状が寺内秀郷・吉田良喜・寺内尚秀宛であったように、秀郷が宗像氏の重臣であったことは明らかである。連署状にも署名しているが、弘治二年正月二十日付占部尚安と同日付門司主計允宛の所領宛行坪付注文（「新撰宗像記考証」368-1・2号）、永禄四年（一五六一）五月十五日付小樋宗頼宛所領宛行坪付注文（「児玉韞採集文書」440号）のみであり、上意を受けた奉書形式への署名はみられない。むしろ秀郷はこれまでみてきたように、連署奉書の感状を発給している。秀郷が宗像氏家臣の中で一人実権を握っていたということはできない。

氏貞はすでに家督を相続していたが幼少であったこと。氏貞の母親が相続争いの中で指示を出し直書も出していたことから、連署奉書は母親の意を受けて出されていたと考えられる。これに隆尚時代の家臣が加わり領内支配が行われたということができる。

元服した氏貞は、北部九州をめぐって競合する毛利氏・大友氏の間にあって、宗像郡を中心とした浦・島を含めた領内を維持しながら、弘治三年に焼失した宗像社辺津宮の再建に心血を注いでいる。この間にも戦乱は続き、毛利氏と結んだ宗像氏領内は大友勢により侵略されたことがあった。この時、玄界灘に浮かぶ大島・地島は氏貞にとって詰めの城であり、同時に家臣の妻女、領民にとって避難場所となつた。永禄二年（一五五九）の大友勢の宗像侵攻にあたつて氏貞は大島に退き、翌年に許斐岳城を奪回し所領を回復する（拙著第二編第三章）。氏貞の母親も大島に渡つたのであろう。

永禄十二年には毛利勢が筑前国に入り、大友方の拠点立花城をめぐり攻防を繰り広げる。天正六年（一五七八）六月朔日、宗像社辺津宮本殿遷座式の日に作製された四枚の置札のうち第一宮御宝殿置札には、宗像氏の動向を次のように記述している（583-1号）。氏貞は毛利氏方に属し、許斐岳城にも毛利氏方の小笠原兵部大輔が在城している。毛利勢は立花城を攻囲するが、大友勢が「豊筋御分国之人数、猶以馳来、杉山仁打出、同五月二日名子山ニ陳取之、芸陳之前後差掲、同四五両日、当郡境目少々放火、陳中与郡内与不通也、岳山々下迄、雖成路、大方殿様有御在城、御下知無緩故、同六日如本陣相加」とある。立花城を攻囲する毛利勢に対し、大友勢が筑前国に出陣して杉山に打ち出し、五月二日には名子山に陣取りした結果、毛利勢が立花城の大友勢との間で前後を挟まれる形になっている。四日・五日には宗像郡と糟屋郡の境目も大友勢により放火され、出陣している氏貞陣中と宗像郡内との連絡がつかなくなり、岳山城との連絡路も遮断されている。岳山城には「大方殿様」が在城し、油断無く下知を加えたため、六日に元のように連絡が通じるようになったとある。名子山は宗像郡の名児山と考えられる⁽¹¹⁾。氏貞の陣所は記載されていないが、「宗像記追考」には「宗像朝臣氏貞卿ハ、元ヨリ毛利ノ味方タルニ依テ、中国勢渡海ノ最初ヨリ、人数ヲ引テ出陣アリテ、飯盛ヲ本陣トシテ、毛利ノ後詰タリ」とある（520-10号）。飯盛とは宗像氏の持城飯盛山城のこと、大友方に属する糟屋郡の薦野・米多比両氏領に接している。宗像から糟屋にぬける交通の要地になり、周辺には宗像方と大友方の城郭が集中する境目の地であった。宗像から立花城を攻囲する毛利勢への兵糧・物資の輸送ルートの要ともなり、氏貞が在陣していた可能性は高い。

立花城をめぐる攻防は、毛利勢が優勢となり立花城の大友勢は開城する。しかし、大友宗麟が庇護していた大内氏の一族、大内輝弘に兵をつけ周防国に上陸させたことにより、毛利勢は立花城に守兵を置いて筑前国から撤兵する。氏貞も陣を引き払い岳山城に籠城する。第一宮御宝殿置札には、「岳山事、誠一国一城雖為躰、離社地可就他国土事、神明仏陀之冥鑑難遁之由、依 上意、不傾于他一人、公私御在城之処、三箇日之後、豊家之諸勢、当城山下仁執近陳、送數日、可挫催雖為必定、城内堅固事、恰巨靈神以守固太華山、至大島・泊島、御家人妻子勿論、郷民數千人、取渡無恙之」とあるように、大島・地島に御家人の妻子は勿論、郷民も渡海している。渡海は大友勢が岳山城を攻囲する前、毛利勢が筑前国に入り立花城をめぐる攻防がはじまった時期まで遡らせることが可能であろう。

このように毛利勢に与した氏貞は、家臣の妻子と郷民を海に浮かぶ避難所である大島・地島に渡海させ、氏貞自身は立花城攻囲のために出陣した。岳山城には氏貞の母親が大島に渡海せず在城しており、氏貞の陣所との連絡が途絶えた時も采配をふるったことが明らかになる。非常時とはいえ、母親が籠城の指揮をする立場にあり、その役割をはたす能力を持っていましたことが明らか

になる。

天正六年六月朔日に作製された置札のうち第一宮御宝殿御棟上之事置札には、天正五年十一月二十日の棟上げに、宗像氏貞・権大宮司塩寿殿様・大方殿様・女中様・御料人様が「御棟敷御出仕也」とあって、「対大工別而御礼儀之事」には大方殿様と女中様がそれぞれ「十帖一巻」、「御曹子様」より「一腰五百疋」とある（583-2号）。第一宮御造営御寄進引付置札には、氏貞・大方殿様・女中様がそれぞれ百目を「以御吉日為御初穂物御寄進之」とある（583-3号）。この他に戸次道雪に嫁していた氏貞の妹松尾殿も百目、織筋一端を寄進している。更に第一宮御遷宮之事置札には、遷座式にあたって氏貞、権大宮司塩寿殿様、大方殿様、女中様、御料人様が「御棟敷ニ御出仕也」とある（583-4号）。棟上式と遷座式の棟敷には氏貞、後継者の権大宮司塩寿殿様、大方殿様、女中様、御料人だけが出仕している。氏貞母親の順位は三番目になり殿の敬称が使われている。寄進についても、氏貞・大方殿様・女中様がそれぞれ百目を寄進しており、大方殿様の地位と個別の財力が明らかになる。拙稿では女中様と御両人様については不明としたが、女中様は氏貞の妻、御両人様は氏貞の娘とすることができる。氏貞母親についての史料はこれが最後であり、没年、葬られた場所も明らかではない。

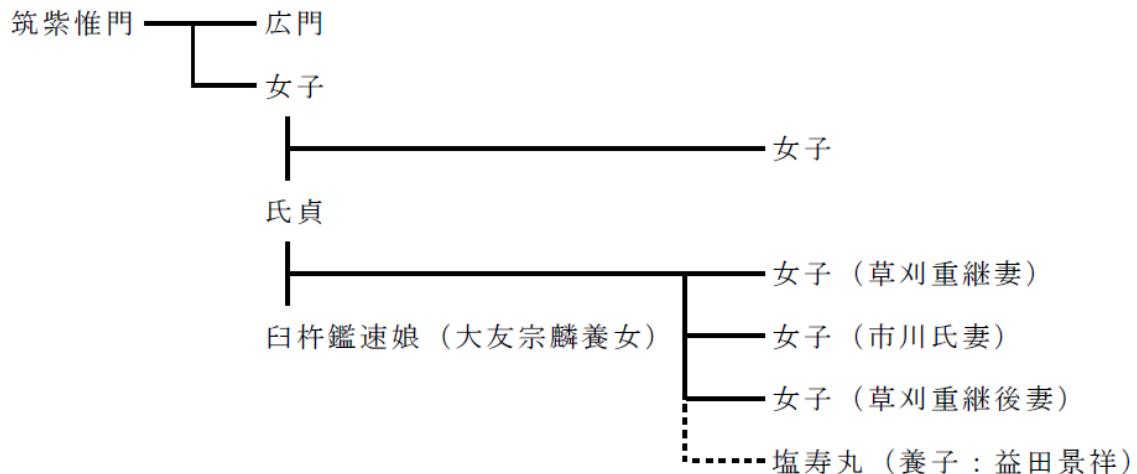
6. 宗像氏貞後家と娘

宗像氏貞の妻について「宗像記」には筑紫広門の娘とし、娘が一人できたが家臣との姦通の噂により母娘は筑紫氏の元に送り返されたとある。その後、永禄十二年（一五六九）に大友氏と和睦を結んだ時、大友氏重臣の臼杵鑑速娘を大友宗麟の養女として妻に迎え、娘が三人誕生したとある。「宗像記追考」には最初の妻を筑紫惟門の娘、広門の妹とある。「不慮ノ虚名」により母娘は筑紫氏の元に帰り、娘は後に麻生家氏の妻となったとある。二人目の妻は永禄十二年に臼杵鑑速の娘を宗麟養女とし、翌十三年に輿入れしたとある。二人の間には娘が三人誕生したが男子がいなかったので、中国の益田殿の二男を養子とし塩寿丸と称させたが、益田殿嫡男の病死により天正七年（一五七九）に送り返したとある（342-5・6号）。

天正六年に記載された第一宮御宝殿置札からは、永禄十二年に大友氏との間で行われた和睦交渉の中で、「御息女」と深田氏実息など宗像氏家臣の息子三人が毛利方への人質とされ、「長州四箇小野」に逗留していることがわかる。この息女とは最初の妻との間に誕生した娘と考えられる。「御息女」が人質として毛利方にあったことから、永禄十二年まで氏貞と最初の妻との離縁は成立していなかったと考えられる。離縁の理由は家臣との密会の噂などではなく、大友氏との和睦により臼杵鑑速娘との婚儀がなされたからであろう。この時、氏貞の妹も戸次道雪の後妻となっている。尚、筑紫氏側と麻生氏側に最初の妻と娘に関する史料は知られない。関係系図は次のよ

うになる。

系図3



二度目の妻である臼杵鑑速娘は、宗像社辺津宮第一宮本殿の棟上式、遷座式にみえる女中様と考えられ、氏貞の母親と同様、その地位と個別の財力が明らかになる。天正十四年三月四日には氏貞が四十二歳で没している（「宗像氏貞位牌銘」他、690号）。氏貞の母親もすでに没していたと考えられる。

氏貞の子は女子しかおらず、河窪氏が指摘したように中国地方の領主益田元祥の二男益田景祥を養子に迎えていた⁽¹²⁾。遷座式などにみえる権大宮司塩寿丸になる。権大宮司は大宮司につぐ社職になる。氏貞は景祥を聟養子にしようとしたことが考えられる。「宗像記追考」には、兄益田広兼が没したため景祥は天正八年に益田氏の元に戻ったとあるが、広兼の死去は文禄四年（一五九五）八月十二日である⁽¹³⁾。しかし景祥は遷座式後、宗像関係の史料に姿をみせず、氏貞の死去前に宗像を離れていたと考えられる。その後も、元祥・景祥親子と宗像氏との関係は良好であるが、氏貞の後継者は不在のまま豊臣秀吉の九州出兵を迎える。

氏貞の没後、家臣が天正十四年八月朔日付で願文を捧げ「依敵競望之根元、奉仰 御神慮之加護、社家長久、守万民安全之旨」を立願し、成就のあかつには第一宮拝殿の建立を約束している（「嶺文書」704-1号）。三十一名のうち花押を据えているのは九名にすぎない。連署した家臣が家臣団の中心と考えられるが、氏貞の没後、家臣の連署奉書はみられない。宗像社の社職の最高位は擬大宮司深田氏栄であり、大宮司職も不在となっている。

氏貞没後、島津氏と結んだ秋月種実の活動もあり、筑前国は大友義統の家臣岩屋・宝満両城の城督高橋紹運、同じく立花城督立花統虎、御牧郡（遠賀郡）の麻生氏、宗像氏などを除き、島津氏の勢力下となつたと考えられる。天正十四年七月二十七日には、岩屋城が島津勢により落城し

高橋紹運が戦死する。八月六日には紹運の子高橋統増が守る宝満城も落城する。続いて島津勢は立花城を包囲するが、秋月種実より「薩摩衆之事ハ、長々軍労共候間、先々帰陳可目出候、立花一城之事ハ、秋月・草野・星野・原田・宗像など談合申候て、聽可挫候」との提案があり、島津勢は陣営の立て直しをはかるために撤兵する（大日本古記録『上井覚兼日記』下巻、天正十四年八月二十四日条）。宗像氏が記述のように秋月勢に同調したのかどうかは明らかではないが、撤兵に乗じて立花統虎は八月二十五日、糟屋郡の高鳥居城を攻め落城させている。宗像勢も同年の九月以降、毛利氏と連絡をとりながら秋月種実・高橋元種両勢と戦っている。十月三日には毛利輝元らの中国勢が九州に渡海している。翌十五年三月一日、秀吉は大坂を出発し九州に渡海、四月一日には豊前国岩石城が落城し秋月種実が降伏する。島津氏も秀吉に降伏し、五月八日に島津義久が薩摩国泰平寺で秀吉に對面し謝罪している。

「宗像記」には小早川隆景の取次により、渡海前の豊臣秀吉に赤間関（下関市）で占部貞保と吉田（中村）守道が対面したとある。更に島津氏を下し凱旋する秀吉を貞保などが出迎え、箱崎の陣所で貞保と吉田宗金（重致）が氏貞後家に所領が宛行われた御札を申し上げたとある。「宗像記追考」には赤間関での取次を浅野長吉とある。

天正十五年卯月二十三日付肥前国の龍造寺政家・筑前国怡土郡高祖城主原田信種・立花統虎・宗像才鶴宛石田三成・大谷吉継・安国寺惠瓊連署書状には、「今度依御諒、博多再興之儀ニ付而、彼町人還住之輩、何之分儀雖在之、諸役可令免除旨、被仰出候条、可彼得其意候事專也」とある（「原文書」近世24号）。戦乱で博多から避難した町衆に対し、諸役を免除し還住をはかる諒が出されたことが四氏に伝えられている。四氏の所領に町衆が避難していると認識されていた。天正十五年六月二十五日付小早川隆景宛豊臣秀吉朱印状では、小早川隆景が筑後国で原田信種に四百町、宗像才鶴に三百町、麻生家氏に二百町を引き渡し、「与力」として召し置くように命ぜられている（「毛利家文書」近世47号）。

小早川隆景は天正十五年六月二十五日付の豊臣秀吉朱印状を二通発給されている。一通には伊予国を召しあげ、筑前一国、筑後一国、肥前一郡半を宛行うとある（大日本古文書『毛利家文書』第三巻九八一号）。もう一通には「筑前国中 一立花 一宗像 一秋月 一原田 一肥前内筑紫城、壱郡半在之」とある（「毛利家文書」近世46号）。秀吉は、筑前国が立花領・宗像領・秋月領・原田領からなると考えていたととができる。立花統虎は天正十五年六月二十五日付豊臣秀吉朱印状により筑後国で所領を宛行われている（「立花文書」『福岡県史』柳川藩初期（上）二八五号）。秋月氏も種実の息子種長が、天正十五年七月三日付の豊臣秀吉朱印状で日向国で所領を宛行われている（「高鍋町歴史総合資料館所蔵文書」『宮崎県史』史料編近世四巻）。のこる原田信種と宗像才鶴の他、御牧郡の領主麻生家氏が隆景の与力とされ筑後国で所領を宛行われている。こ

の時、宗像才鶴に発給されたはずの秀吉朱印状はのこされていない。才鶴に関する史料は二点のみであるが、町衆が避難する博多近郊の領主であること。筑前国の領主原田氏とともに隆景与力とされていること。更に隆景に宗像領が宛行われていることから、才鶴は宗像氏の当主ということができる。

天正十六年十月二日には、宗像氏家臣が「夜須郡弐百町内田数坪付之事」とある坪付状を発給している（「増福院文書」他、近世14号・16号、『宗像大社文書』第三巻五三九頁・五四〇頁）。筑前国夜須郡は秋月氏の旧領であった。秀吉から宛行われた氏貞後家の所領について、「宗像記」には大穂村、本木村、野坂村（以上宗像郡）、麦野村（那珂郡）ともう一ヶ村の計五ヶ村とある。「宗像記追考」には夜須郡二百町と上筑後の高野郡（竹野郡力）二百町、都合四百町が宛行われたとあって、両書ともに氏貞後家が大穂村に居住したとある。秀吉朱印状とは異なるが、宗像氏には少なくとも夜須郡で二百町が宛行われている。宗像氏の当主が不在で、「宗像記追考」には氏貞後家に秀吉から所領が宛行われたとあることとあわせると、宗像才鶴は氏貞後家と考えられる（14）。

増福院には筑前国が小早川隆景領になった時の増福庵宛文書が三通所蔵されている（「増福院文書」近世17号～19号）。十月二十四日付の宗像氏家臣連署奉書には、「妙秀・妙安様御菩提所増福庵御本尊六地蔵被成御建立御寄進候、仍仏供田五段在之」坪付別紙事、被作寄附候、毎日可被尽懇祈事、肝要之由、能々可申旨候」とある。翌二十五日付の宗像氏家臣連署奉書には、「昨日如仰出候、御本尊御安座、来月以吉日可為御成就候、其様躰追而可被成上意候、先々日仏供田五段之撰在所被付進之候、只今奉書持せ進之候、坪付之儀図師可被仰出候間、軫而可送進之候、尚重々可申候、可被得其意候」とある。「宗像記追考」にも宗像氏貞後家が寄進したとあるように、氏貞後家が妙秀・妙安菩提所の増福庵に本尊六地蔵を建立し、仏供田五段を寄進している。氏貞は永禄二年（一五五九）七月二十三日、増福庵に「妙秀・妙安両尊靈為日靈供料所」を山田村内で二町寄進していた（「増福院文書」390-1号）。宗像郡が小早川領となったため、氏貞後家が改めて「仏供田五段」を寄進したのであろう。坪付状はのこされていないが、夜須郡二百町の内から寄進されたものである。連署奉書は天正十六年に出されたと考えられる。又、五月八日付石松守兼書状は翌十七年のものと考えられるが、夜須郡二百町の内から「今宮殿様御ちやたうてん」三段が寄進されていることがわかる。「今宮殿様」は宗像氏続の息子千代松丸のことであり、菩提所の鞍手郡の円通院に寄進されたと考えられる。更に「大穂へも弐段分御土貢壱石御遣方可申候」とある。拙稿では大穂の宗生寺に寄進されていたと考えたが、氏貞後家が大穂に居住していたとすれば後家の元に送られたことが考えられる。

氏貞後家は増福庵本尊六地蔵を建立し、夜須郡の所領から寺領を寄進している。六地蔵は家督

相続の犠牲者妙安・妙秀母娘と侍女になる。寄進にあたって宗像氏家臣が坪付状を作成しているように、宗像氏の領主権が明らかになる。この他に大森彦三郎も天正十六年十月二日、同様の坪付状により八段を宛行われている（「新撰宗像記考証」近世16号）。豊臣秀吉が領主の後家を当主と認めて所領を宛行い、豊臣大名の与力とした例は知られないが、宗像才鶴は氏貞後家と考えられる。宗像氏は後家の働きにより、小早川隆景の与力として存続することができたのである。

この当時、氏貞の養子であった益田景祥は小早川隆景の家臣であった。景の一字も隆景の偏諱であろう。氏貞死後の天正十四年十二月三日、深田氏栄は高橋元種の居城豊前国香春岳城攻めの戦功により、益田元祥から感状を発給されている（「嶺文書」近世28号）。宗像勢は元祥に従つて出陣していたと思われる。その後、元祥は小早川領国下となった宗像社の社領確定にも関与していたように、元祥・景祥親子は宗像氏・宗像社と親密な関係を持ち続けていた。景祥が氏貞娘との婚儀により宗像氏を相続する含みがあったものと考えられる。

益田牛庵（元祥）が書いた「慶長五年御一乱以後、対御当家御奉公申上候覚」には、小早川隆景が文禄四年（一五九五）、養子の小早川秀俊に領国を譲り三原に隠居する時、景祥は隆景に従うはずであったが、豊臣秀吉が秀俊にけるよう指示したこと。これに対し、文禄四年八月十二日に益田元祥の嫡男益田広兼が没し、景祥が益田氏の知行を相続するためという理由で断ったこと。このため毛利輝元に仕えるようになったとある（大日本古文書『益田家文書』第2巻461号）。こうしたことから、景祥が宗像氏を相続することは難しくなったのである。

宗像氏の家督を相続したのは、氏貞長女の賀草刈重継であった。『萩藩閥閲録』に収録する「草刈太郎左衛門」家文書のうち、豊臣秀吉朱印がおされた文禄四年十二月朔日付草刈重継宛小早川秀俊知行宛行状には、重継が書き込んだと思われる注書がある（第一巻八一四頁）。注書によれば、重継はもともと中国地方の領主であったが小早川隆景の家臣となり、隆景が筑前国を宛行われると宝満城を預けられていた。隆景に従い文禄の役で活躍したことを秀吉が知り、「御当家并隆景公ヨリ被下置候領知之他ニ、筑前宗像之跡識を賜り兼領仕候、宗像家之証文干今悉所持仕候、又於筑後領知被下置、秀吉公之御朱印を致頂戴候、于時雖福岡、御朱印ニハ草刈と有之候」とある。重継は御当家とある毛利氏と隆景から宛行われた所領の他に、秀吉から宗像氏の跡職を賜り兼領したとある。宗像氏の跡識とは隆景の与力とされ秀吉から所領を宛行われた宗像才鶴、すなわち氏貞後家の所領と宗像氏の家督になる。これには重継と氏貞長女との婚姻が伴っていた。隆景は文禄二年閏九月には朝鮮から戻っており、重継も帰国したと考えられる。文禄三年十一月十三日には隆景養子羽柴秀俊と輝元養女との婚儀が行われている。翌四年には益田景祥の兄広兼が没しており、隆景も備後国三原に隠居する。重継は同年十二月朔日付で小早川秀俊知行宛行状を発給されている。中野等氏は宛行状は文禄五年に発給されたが、日付自体は秀俊の就封とあわせる形で発給されたと指

摘している⁽¹⁵⁾。重継と氏貞娘の婚儀は知行宛行状が発給された前後であろう。宗像、草刈両氏は豊臣秀吉から所領を宛行わされた直臣であり、婚儀と重継の宗像氏の跡識相続は秀吉の意志で行われたと考えられる。

「宗像記」には小早川隆景の隠居後、氏貞後家の所領は召し放たれ、新たに筑後国の三池・宮浦・麦生で三百町を宛行わされたとある。その後、慶長五年の関ヶ原合戦後に三百町の地を離れ、二女の下に身を寄せたとある。「宗像記追考」は文禄四年、小早川秀俊が太閤よりの御下知として夜須・高野の四百町を召し放ち、丹波国で二百町を宛行うとしたが、氏貞後家は御家人と相談してこれを断り二百町を上表したとある。両書では、秀俊の領国相続に伴い氏貞後家の所領が変動したことが共通している。これは、隆景の与力宗像氏の跡職（所領と家督）が草刈重継と氏貞娘の婚儀により、秀俊の与力とされた重継に与えられたことが反映していると考えられる。

「宗像記」「宗像記追考」には草刈重継に嫁いだ氏貞長女が死去したので、三女が後添えになつたとある。氏貞娘との間に生まれた子の草刈就継宛、慶長十一年七月五日付毛利輝元加冠状は宗像助次郎宛になっているように、就継は一時期、宗像姓を使用している。（『萩藩閥閱録』第一巻八一五頁）。宗像氏の文書も草刈家に伝来する。氏貞後家は娘の元にいたと思われるが、没年は不明である。草刈氏の系図には重継の最初の妻を朝倉弘房女、後妻を氏貞長女、更に氏貞二女とし、就継を氏貞長女の子とある⁽¹⁶⁾。

終わりに

戦国期における宗像氏の家督相続と、宗像氏貞の母親と妻女が家督相続と領内支配ではたした役割について検討した。氏貞は宗像氏男（黒川隆像）が陶隆房の謀反によって大内義隆とともに自害した直後、隆房の支援を受け母親と共に宗像に入り、反対勢力を倒して宗像氏の家督を相続した。氏貞の家督相続に伴う争いの背景には、氏定－興氏－正氏－氏貞系と氏佐（氏国）－氏綱－氏男系による大宮司職をめぐる一族の争いがあった。

宗像に入部した氏貞は幼少であり、氏貞の母親が陶隆房を後ろ盾としながら、黒川隆尚（宗像正氏）が山口で形成した家臣とともに家督相続に伴う争いとその後の領内支配にあたった。弘治二年になると氏貞が元服し文書を発給するようになるが、その後も母親が力を有していたことは、永禄十二年に氏貞が出陣中、居城の岳山城で籠城の指揮をしたことからも明らかになる。天正五年の宗像社辺津宮第一宮本殿上棟式、翌年の遷座式における棧敷の順序も氏貞、後継者の塩寿につぎ、「大方殿様」と敬称が用いられている。寄進も氏貞と別個になされており、領内における地位の高さと個別の財力が知られる。

氏貞の妻も上棟式、遷座式の記載から氏貞の母親と同様、地位の高さと個別の財力が知られる。

氏貞没後、後継者が不在であった宗像氏は、豊臣秀吉による九州出兵にあたり毛利氏を通じ秀吉に従った。この結果、宗像氏は大名とは認められなかつたが、宗像才鶴が秀吉から所領を宛行われ小早川隆景の与力とされている。宗像氏の家督を相続した宗像才鶴は氏貞の後家と考えられる。後家は宛行わられた夜須郡二百町の中から寺領の寄進などを行つてゐるよう、領主権を行使している。

文禄四年に小早川隆景が隠居し、養子の小早川秀俊が領国を相続する。この時、秀吉の命により、隆景の与力であった宗像氏の跡職（後家の所領と宗像氏家督）は、秀俊の与力となつた草刈重継に与えられる。これには、氏貞娘と重継の婚儀が伴つてゐた。氏貞妻女の存在によつて、宗像氏の名跡は草刈氏に相続されることになつたのである。

註

- (1) 田端泰子氏『日本中世女性史論』一九九四年、塙書房。同『日本中世の社会と女性』一九九八年、吉川弘文館。西尾和美氏『戦国期の権力と婚姻』二〇〇五年、清水堂出版など。寿桂尼についての研究も数多いが、研究史を含めた最近の研究に久保田昌希氏「寿桂尼の生涯と今川氏」（『戦国大名今川氏と領国支配』二〇〇五年、吉川弘文館。初出一九九七年）を掲げる。
- (2) 「小早川氏領国下における筑前宗像氏について」（『七隈史学』十二号、二〇一〇年）。本稿で引用する拙稿とは同稿を、拙著とは『中世筑前国宗像氏と宗像社』（二〇〇三年、岩田書院）をさしてゐる。
- (3) 『宗像郡誌』中編（一九三一年）に収録。後に名著出版より一九七二年に翻刻版出版。「宗像系図」に加えた近藤の補訂は参考にすべき点が多いが、「宗像系図」自体の記述には本文でも触れるように検討すべき点がある。

本稿に関連する宗像氏・宗像社の史料は、『宗像市史』史料編中世II（一九九六年）、『宗像市史』史料編近世（一九九五年）に収録。本文に史料編中世から引用する場合は史料名・史料番号、史料編近世の慶長五年以前諸家文書から引用する場合は、近世の後に史料名・史料番号を付してゐる。宗像大社に所蔵される史料は、大社から影印本とともに翻刻されている（『宗像大社文書』第一卷～第三卷。一九九二年～二〇〇九年刊行）。両本に収録されている場合は、市史史料編から引用している。

- (4) 「『宗像記追考』が語る宗像戦国史の虚実」（『福岡県地域史研究』二十四号、二〇〇七年二月。河窪氏は「宗像記追考」を元和三年（一六一七）三月に執筆したのが、宗像氏旧臣占部貞保（宗仙）であることを明らかにし、記述内容を検討している。「宗像記追考」は、慶長三年（一六〇三）に沙門祐伝が執筆した「宗像記」を増補、訂正している。元禄八年（一六九五）五月、占部三秀が両書をあわせて一本にしたもののが『宗像郡誌』中編に収録。「宗像記追考」は戦国期の宗像氏・宗像社を研究する上で基本文献の一つになる。記述には誤りや、意図的な記述があることに注意を払う必要がある。氏貞没後の部分は『宗像市史』

史料編中世Ⅱに収録されていない。

- (5) 筑前国の政治情勢については、佐伯弘次氏「大内氏の筑前国支配－義弘期から政弘期まで－」(『九州中世史研究』第一輯、一九七八年十一月)に詳しい。
- (6) 第二宮浜床裏書覚(「宗像文書」)には「前社務大宮司氏定嫡男鶴千代丸」、第二宮浜床裏書(宗像神社辺津宮明細図書、宗像大社所蔵)には「社務大宮司氏定嫡男鶴千代丸」とあり異なる(200号)。大宮司職が鶴千代丸に譲られていた可能性もあるが明らかではない。本文中の「宗像宮社務次第」乙本の記述部分は、『宗像市史』史料編中世Ⅱ未収録。甲・乙本の全文は『神道大系 神社編 宗像』(神道大系編纂会、一九七九年)に収録。『宗像神社史』下巻(一九六六年)巻末に写真版を収録。
- (7) 忌子祢宜家の宗形(深田)氏は近世に宗像氏を称する。同氏の系図には宗繁の大宮司職相続に関する記述は無い。忌子祢宜家については、『宗像神社史』下巻第九章第四節第三項第一忌子祢宜家参照。
- (8) 和田秀作氏の教示によれば、問田氏の家臣に国分氏と寺内氏がいる。国分氏は石見国那賀郡国分を本貫とし、代々の通字が「頼」と考えられる(拙著第二編第五章)。
- (9) 翌二十一年二月十七日に作成された吉田兵庫助給分坪付注文に連署したのは吉田頼定のみである(「吉田公一文書」344号)。注進状が鍋寿丸方と対立する側で作成された可能性を河窪氏が註(4)論文で指摘している。
- (10) 「吉田氏系図」「吉田氏家系」(360号)参照。
- (11) 『太宰府市史』中世資料編(二〇〇二年)335号宗像第一宮御宝殿置札註では、名子山を福岡市東区名子付近にある山、杉山を若杉山とする。
- (12) 河窪氏の指摘まで、「訂正宗像大宮司系譜」(系図1)により、一般に塩寿丸は氏貞の実子であるが早世したとされてきた(『宗像神社史』下巻九章第三節第八項など)。同系譜に氏貞養子となる益田七内元堯も、益田景祥の誤りであることを山口隼正氏が指摘している(『宗像大社文書』第二巻六五二頁)。
- (13) 『近世防長諸家系図総覧』所収永代家老益田家(防長新聞社、一九八〇年)。
- (14) 宗像才鶴が氏貞後家である可能性があることは、すでに本多博之氏も指摘している(『宗像市史通史編』第二巻、近世第一章第一節二。一九九九年)。
- (15) 『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』(一九九六年、校倉書房)第二編第一章。初出は一九九三年。隆景の動向については『新修福岡市史』資料編近世1(二〇一一年)、豊臣期史料解説に詳しい。
- (16) 『近世防長諸家系図総覧』所収寄組草刈家。